

国際的な農業人材育成事業実施要領

三重県農林水産部長通知
制 定 令和4年8月11日付け農林水第11-338号
最終改正 令和5年9月4日付け農林水第11-400号

第1 目的

本事業は国際的な農業人材育成事業補助金を活用して、地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、学生等が海外農業研修に参加するための経費について支援を実施するものである。

第2 事業内容

第3の応募資格を満たす者を対象に、別表のと通りの補助対象経費、補助率として予算の範囲内で補助金を交付する。なお、研修費等の支払いが海外派遣研修事業者等への納入期限に間に合わない場合など、事前の交付申請が難しい場合にあつては、経費納入後の交付申請を可とする。ただし、納入後の交付申請であっても、補助の対象については、知事が必要かつ相当と認める取り組みに限られるものとする。

第3 応募資格

- 1 以下のアからエまでの要件を満たす海外農業研修に参加すること。
 - ア 期間が、3か月以上18か月未満の研修であること。
 - イ 場所、内容等が、事前に確認できる研修であること。
 - ウ 農業に関する知識・技術を学ぶことを目的とした研修であること。
 - エ 研修に係る経費の使途、内訳等が確認できること。
- 2 参加する海外農業研修が、以下のアおよびイの要件を満たす海外派遣研修事業者等により実施されること。
 - ア 農業者や農業を志す学生等を対象とした海外農業研修の実績があること。
 - イ 三重県が海外農業研修を適切に行うことができると認めた事業者（過去5年間に重大な法令違反や事故等が発生していない事業者等）又は地方公共団体であること。
- 3 応募者が以下のアからエまでの要件を満たしていること。
 - ア 海外派遣研修事業者等が実施する海外農業研修に参加することが当該年度に決定した者であること。
 - イ 農業に関する知識・技術を学ぶ目的意識を有すること。
 - ウ 将来的に農業に従事する意思があること。
 - エ 海外農業研修を目的とした国または地方公共団体の他の事業より、現に補助を受けていない、又は受ける予定がないこと。

第4 事業への応募

- 1 応募期間：令和5年11月1日(水)から令和5年11月30日(木)まで
- 2 応募方法：応募書類（様式1、別紙1、別紙2）をメールにより送付
- 3 応募先：三重県農林水産部担い手支援課 担い手育成班
e-mail : ninaite@pref.mie.lg.jp
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話：059-224-2354

第5 選考方法

農業を学ぶ意欲や就農する意欲等を応募書類により選考する。また、必要に応じて、面接による選考を実施する。

第6 補助対象者の内定

選考結果について、内定者へ通知する。

第7 補助金の申請

内定者へ申請期間や申請方法等を通知する。

第8 交付の決定

交付決定は予算の範囲内とし、書類審査及び補助対象経費を審査のうえ、交付を決定する。

第9 補助金の返還

研修を中止した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがある。

第10 その他

- 1 研修終了後に海外派遣研修事業者が発行する修了証の写しを三重県農林水産部担い手支援課へ提出すること。
- 2 県等が主催する事業において、海外留学の経験等の報告・発表の依頼がある場合はできる限り協力すること。

別表

補助対象経費	補助率
<p>以下のアからエまでの要件を満たす経費。</p> <p>(ア) 海外農業研修のための渡航旅費及び研修費。 (事前に行われる国内研修に要する経費を含む)。</p> <p>(イ) 当該年度の交付決定後に海外派遣研修事業者等に支払った経費。(海外派遣研修事業者等への支払期限等により、交付決定後の支払いが困難な場合、交付決定前の支払いも対象とする。)</p> <p>(ウ) 証拠書類等から金額が確認できる経費。</p> <p>(エ) 研修生以外の第三者(海外派遣研修事業者等)に支払う経費。</p>	<p>海外農業研修 1 件当たり補助対象経費の 1 / 2 又は60万円のいずれか低い額を上限とする</p>